

# 物資事業をご存じですか？



当組合の指定店から組合員とその家族が必要とする生活必需物資を購入する際、購入代金の立替や割引を行います。

## 自動車物資

- 自動車・軽自動車・オートバイ
- 立替利率……**年利1.0%**(令和6年11月1日現在)
- 立替限度額…**200万円**(1万円単位)

## 一般物資

- 寝具・衣料品・宝飾品等
- 立替利率……**無利子**
- 立替限度額…**50万円**(1円単位)

### ● 利用資格

組合員の**資格を取得した日**から利用できます。

### ● 利用方法

自動車や一般物資を購入する際に、所属所の共済事務担当課から交付される**物資購入票**を指定店へ提出してください。

なお、立替限度額を超えた金額については、普通貸付を利用することもできます。

### ● 償還

指定店から当組合に請求のあった翌月から**給与天引き**(賞与併用も可能)により償還します。

任期の定めのある組合員は、任期が終了する月までに償還することとなります。

## 一般物資の割引について

一般物資では、商品購入時に組合員証等を提示することで価格の割引が適用される指定店があります。なお、令和6年12月2日からの組合員証廃止に伴い、割引を受ける際の利用方法が変更となります。

**「組合員証等(令和6年12月2日から最長1年間有効)、マイナポータルの健康保険証情報画面、資格情報のお知らせ、資格確認書、資格情報通知書」**のいずれかを提示してください。

立替及び割引が適用される指定店は、当組合ホームページ「物資事業」の一般物資指定店一覧・自動車物資指定店一覧からご覧ください。

上記記事に関するお問い合わせは

総務課福祉係

☎028-615-7805

共済だより 第355号 令和6年11月発行

発行/栃木県市町村職員共済組合 〒320-0811 宇都宮市大通り二丁目3番1号 井門宇都宮ビル 3階

電話 028-615-7804 FAX 028-615-7566

URL <https://www.tochigi-kyosai.jp/> E-mail [sityouson@tochigi-kyosai.jp](mailto:sityouson@tochigi-kyosai.jp)

本誌に関するご意見・感想をFAXまたはmailでお寄せください。お待ちしております。